

環水大土発第 1803281 号
平成 30 年 3 月 28 日

都道府県・政令市土壤環境保全担当部局長 殿

環境省水・大気環境局土壤環境課長
(公印省略)

「汚染土壤の運搬に関する基準等について」の一部改正について

汚染土壤の運搬に関する基準等については、環境省水・大気環境局土壤環境課長通知「汚染土壤の運搬に関する基準等について」（平成 22 年 3 月 10 日付け環水大土発第 100310001 号。以下「運搬通知」という。）において、都道府県及び政令市が参考とすべき詳細な事項をまとめ通知したところである。

今般、運搬通知の記の第 1 の 2 (6) ①イに示す密閉型コンテナについて、JIS Z 1618 又は JIS Z 1627 に定める基準を満たすコンテナに加え、ISO1496-1 に定める基準を満たすコンテナの一部も同様に取り扱うこととしたので、運搬通知の内容の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成 30 年 3 月 28 日から適用する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

改正後（新）	改正前（旧）
<p style="text-align: center;">汚染土壌の運搬に関する基準等について</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 汚染土壌の運搬に関する基準</p> <p>1. 趣旨 (略)</p> <p>2. 運搬に関する基準 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 汚染土壌の積替えを行う場合には、次によること（規則第 65 条第 6 号）</p> <p>① 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、汚染土壌の積替えの場所であることの表示がなされている場所で行うこと（規則第 65 条第 6 号イ）</p> <p>積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に汚染土壌の積替えの場所であることの表示がされている場所で行わなければならないこと。なお、次のいずれかに該当する場合にあっては、当該設備をもって囲いとみなして差し支えないこと。</p> <p>ア. 積替えを行う場所が屋根及び壁を有する設備の内部である場合</p> <p>イ. 汚染土壌をコンテナに封入したまま積替えを行うにあたり、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透のおそれのない水密性及び耐久性等を確保した密閉型のコンテナ（日本工業規格 Z <u>1 6 1 8</u> 若しくは日本工業規格 Z <u>1 6 2 7</u> に定める構造・性能等に係る基準を満たした<u>もの又は国際標準化機構の規格 1 4 9 6 - 1 に定める構造・性能等に係る基準を満たしており、かつ、屋根を開放できない構造のもの（屋根を開放できる構造のものであって、屋根をゴムパッキン及びボルト等を用いて密閉しており、かつ、当該規格に定める屋根試験に適合しているものを含む。）</u>）を用いて行う場合</p> <p>ウ. 埠頭において、バリケードやフェンス等で周囲を囲い、関係者以外の者がみだりに立ち入ることができない場合</p> <p>② (略)</p> <p>(7)～(15) (略)</p> <p>第 2 運搬に関する基準に違反した場合の措置命令について (略)</p>	<p style="text-align: center;">汚染土壌の運搬に関する基準等について</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 汚染土壌の運搬に関する基準</p> <p>1. 趣旨 (略)</p> <p>2. 運搬に関する基準 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 汚染土壌の積替えを行う場合には、次によること（規則第 65 条第 6 号）</p> <p>① 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、汚染土壌の積替えの場所であることの表示がなされている場所で行うこと（規則第 65 条第 6 号イ）</p> <p>積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に汚染土壌の積替えの場所であることの表示がされている場所で行わなければならないこと。なお、次のいずれかに該当する場合にあっては、当該設備をもって囲いとみなして差し支えないこと。</p> <p>ア. 積替えを行う場所が屋根及び壁を有する設備の内部である場合</p> <p>イ. 汚染土壌をコンテナに封入したまま積替えを行うにあたり、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透のおそれのない水密性及び耐久性等を確保した密閉型のコンテナ（日本工業規格 Z <u>一六一八</u> 又は日本工業規格 Z <u>一六二七</u> に定める構造・性能等に係る基準を満たした<u>もの</u>）を用いて行う場合</p> <p>ウ. 埠頭において、バリケードやフェンス等で周囲を囲い、関係者以外の者がみだりに立ち入ることができない場合</p> <p>② (略)</p> <p>(7)～(15) (略)</p> <p>第 2 運搬に関する基準に違反した場合の措置命令について (略)</p>